

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年3月4日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和

1 調達内容

- (1) 調達件名 第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 見積方法

イ 本件は単価契約である。見積金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた金額の合計とし、調達物品本体価格のほか納入までの一切の諸経費を含んだ総価を見積書に記載するものとする。見積書には内訳明細書を添付すること。

なお、予定数量は発注者の過去の実績を基に算出、記載したものであり、記載どおりの発注量を確約するものではない。

ロ 内訳明細書に記載の合計額と見積書に記載の金額に相違があった場合及び内訳明細書の記載に誤りがあった場合、当該見積書は無効とする。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 独立行政法人都市再生機構西日本支社における令和7・8年度業種区分「物品販売」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、独立行政法人都市再生機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

3 「見積書」の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒530-0001

大阪市北区梅田三丁目3番20号

明治安田生命大阪梅田ビル18階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ西日本業務センター 契約課

電話 06-7526-5019

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和8年3月18日(水) 15時

② 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は一般書留郵便又はレターパック等の配達記録が証明できるもの(以下「書留郵便等」という。)で提出期限までに必着とし、封筒に入札件名及び「申請書在中」と朱書すること。

(3) 見積合せの日時 見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(一般競争参加資格の申請)

申請先： 〒860-0804 熊本県熊本市中央区辛島町5-1

日本生命熊本ビル12階 令7・8資格審査担当

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前9時15分から午後5時40分まで（午前11時45分～午後0時45分除く。）

申請方法： 原則として電子メール方式による（詳細は、上記HP中「電子メール申請ガイド」に従うこと。）。

※「全省庁統一資格」は独立行政法人都市再生機構の競争参加資格とは関係ありませんのでご注意ください。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒530-0001

大阪市北区梅田三丁目3番20号

明治安田生命大阪梅田ビル 18階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ西日本業務センター 業務課

電話 06-7526-5000

以 上

見 積 書

金 _____ 円也 (税抜)

※内訳明細書を同封してください。

ただし、「第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務」
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社UR コミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : _____

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : _____

※2 連絡先 (電話番号) 1 : _____

連絡先 (電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

内 訳 明 細 書

※入札書に同封してください。

第 6 回西日本エリア蛍光灯等の購入業務

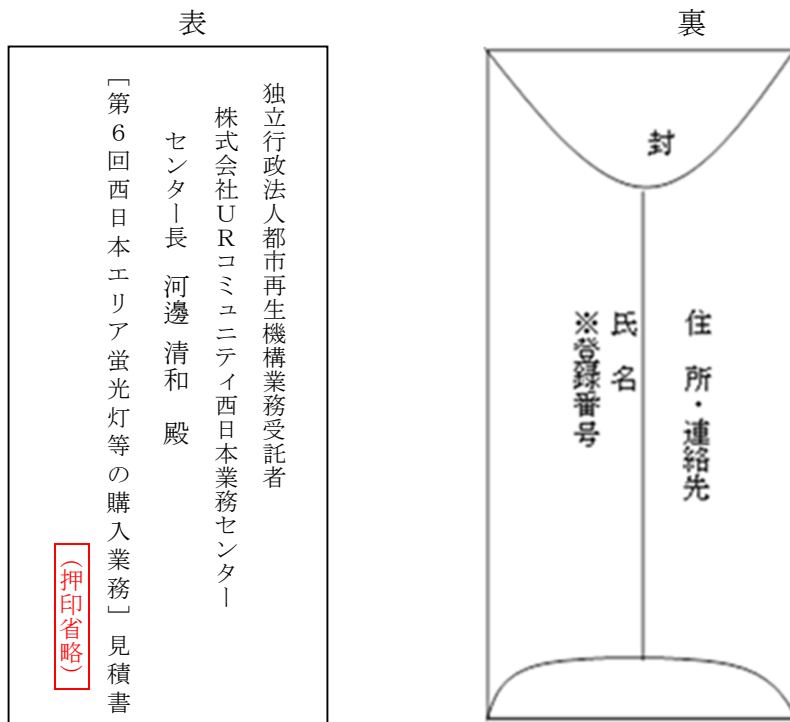
商号又は名称 _____

(税抜)

No.	品目	規格	色	予定数量 (A)	単価 (B)	合計 (A) × (B)
1	コンパクト型蛍光灯ランプ (4本柱形)	FDL13EX	・ N (昼白色)	50	円/個	円
2	コンパクト型蛍光灯ランプ (4本柱形)	FDL18EX	・ N (昼白色)	50	円/個	円
3	点灯管 10~30W E17 口金	FG1E		3,750	円/個	円
4	点灯管 40W P21 口金	FG4P		100	円/個	円
5	直管蛍光灯ランプ (高周波点灯型)	FHF16EX	・ N (昼白色)	100	円/個	円
6	直管蛍光灯ランプ (高周波点灯型)	FHF32EX	・ N (昼白色)	100	円/個	円
7	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL10E	・ N (昼白色)	500	円/個	円
8	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL15E	・ N (昼白色)	20	円/個	円
9	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL20SEX	・ N (昼白色)	900	円/個	円
10	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL20SSEX	・ N (昼白色)	2,000	円/個	円
11	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL40SEX	・ N (昼白色)	150	円/個	円
12	直管蛍光灯ランプ (ラピッド形)	FLR40SEX	・ N (昼白色)	150	円/個	円
合計						円

※合計欄記載の金額と入札書記載の金額と一致していること。
 ※それぞれの単価には一切の諸経費を含んだ金額を計上すること。
 ※予定数量は過去の購入実績を基に算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。

この金額を入札書に記載してください。



- ※ HP または競争参加資格認定通知書の記載されている登録番号を記載すること。
 なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「**競争参加資格申請中**」と記載すること。
 提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

- ※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

入札に係る提出書類について

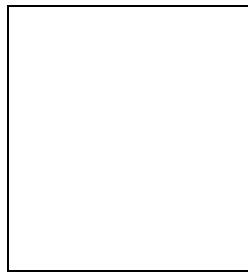
- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。
(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。
(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 代理人の方が入札される場合:委任状を提出してください。
なお、委任事項に契約行為を含まない場合は、委任状の押印を省略することが可能です。
押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。また、入札書の押印を省略する場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書正本の提出は不要です。

以 上

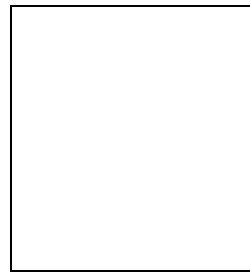
使用印鑑届 (様式)

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

- 注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 2 使用印を届け出る本支社等、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

年間委任状（様式）

年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

（委任者）住所
商号又は名称
氏名 印

（受任者）住所
商号又は名称
氏名 印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ西日本業務センターの発注する、物品役務に関し、下記の権限を委任します。

記

1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和9年3月31日 まで

代理人（受任者） 使用印鑑	
------------------	--

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ西日本業務センターの発注する「第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札に関する一切の件

2

代 理 人 使用印鑑	
---------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

(受任者) 住 所
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。
ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
2 委任事項は、明確に記載すること。

委任状(様式) (押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ西日本業務センターの発注する「第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する一切の件
- 2

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
氏 名

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担当者(会社名・部署名・氏名): _____

連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

仕 様 書

1 件名

第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務

2 対象品目

別表1「対象品目一覧表」のとおり。

なお、予定数量は、発注者の過去の購入実績等を基に算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。

当該予定数量に満たなくなった場合でも、製品の取引及び買取は一切行わない。

また、追加発注の場合は、落札単価での発注とする。

3 仕様

原則として、J I S規格品、J E L規格品、J I L適合品であること。グリーン購入法適合品があれば優先的に調達すること。

生産が終了したものについては後継等の同等品を納入すること。

4 納入場所

別表2「対象団地一覧表」のとおり。

5 注文手続

納入場所の団地を管轄している住まいセンターから別紙2注文書により、ファックス等にて行うこととする。

なお、発注者より注文書を受領した際は、受領した旨をファックス等にて返送すること。

6 納期

注文した商品については、発注者の指定する期日及び時間に納入すること。

(※日曜日、祝日及び年末年始等発注者の休業日の納入は除くものとする。)

7 納入方法

(1) 納入は、発注者の指定する場所(上記4 別表2「対象団地一覧表」の納入場所)へ直接行うこと。

(2) 納入する商品には、発注担当部課、商品名、数量を記入した納品書を添付すること。

(3) 納入する商品については、発注担当部課の指示により仕分けし、個別に梱包すること。

(4) 配送に係る費用については、受注者が負担すること。

(5) 納入後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

8 請求書等

請求書は、当該1か月分の数量を発注担当部課毎に取りまとめ、翌月10日までに発注担当部課に提出すること。

9 留意事項

その他の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、都度、発注者等と協議のうえ、発注者等の指示に従って所要の措置を講ずるものとする。

以 上

別表1

第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 対象品目一覧表

No.	品目	規格	色	予定数量
1	コンパクト型蛍光ランプ（4本柱形）	FDL13EX	・N（昼白色）	50
2	コンパクト型蛍光ランプ（4本柱形）	FDL18EX	・N（昼白色）	50
3	点灯管 10~30W E17 口金	FG1E		3,750
4	点灯管 40W P21 口金	FG4P		100
5	直管蛍光ランプ（高周波点灯型）	FHF16EX	・N（昼白色）	100
6	直管蛍光ランプ（高周波点灯型）	FHF32EX	・N（昼白色）	100
7	直管蛍光ランプ（スターター形）	FL10E	・N（昼白色）	500
8	直管蛍光ランプ（スターター形）	FL15E	・N（昼白色）	20
9	直管蛍光ランプ（スターター形）	FL20SEX	・N（昼白色）	900
10	直管蛍光ランプ（スターター形）	FL20SSEX	・N（昼白色）	2,000
11	直管蛍光ランプ（スターター形）	FL40SEX	・N（昼白色）	150
12	直管蛍光ランプ（ラピッド形）	FLR40SEX	・N（昼白色）	150

※予定数量は過去の購入実績を基に算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。

別表2

第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 対象団地一覧表

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納入場所
1	千里	千里住まいセンター	大阪府豊中市新千里東町1-4-2 千里ライフサイエンスセンタービル19階	お客様相談【発注者】
2	千里	総持寺	大阪府高槻市南総持寺町7番	管理サービス事務所
3	千里	千里津雲台	大阪府吹田市津雲台二丁目2番	管理サービス事務所
4	千里	千里青山台	大阪府吹田市青山台4丁目3番	管理サービス事務所
5	千里	新千里北町	大阪府豊中市新千里北町一丁目1番	管理サービス事務所
6	千里	東豊中第二	大阪府豊中市東豊中町五丁目2番	管理サービス事務所
7	千里	新千里西町	大阪府豊中市新千里西町三丁目1番	管理サービス事務所
8	千里	千里竹見台	大阪府吹田市竹見台二丁目1番	管理サービス事務所
9	千里	千里桃山台	大阪府吹田市桃山台一丁目1番	管理サービス事務所
10	千里	玉川橋	大阪府高槻市玉川二丁目	管理サービス事務所
11	千里	新千里東町	大阪府豊中市新千里東町二丁目7番	管理サービス事務所
12	千里	富田	大阪府高槻市牧田町7番57号	管理サービス事務所
13	千里	千里桃山	大阪府吹田市桃山台5丁目1番	清掃員詰所
14	千里	片山公園	大阪府吹田市出口町34番地	管理サービス事務所
15	千里	新豊里	大阪府大阪市東淀川区豊里二丁目1番	管理サービス事務所
16	千里	箕面粟生	大阪府箕面市粟生間谷西二丁目6番	管理サービス事務所
17	千里	若山台中央	大阪府三島郡島本町若山台二丁目6番	清掃員詰所
18	千里	北緑丘	大阪府豊中市北緑丘一丁目2番	管理サービス事務所
19	千里	江坂	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11	清掃員詰所
20	千里	島飼野々二丁目	大阪府摂津市島飼野々二丁目2番	清掃員詰所
21	千里	加島	大阪府大阪市淀川区加島一丁目57番	管理サービス事務所
22	千里	千里春日台	大阪府吹田市春日四丁目11番	管理サービス事務所
23	千里	東千里山	大阪府吹田市五月が丘西6番	管理サービス事務所
24	千里	水無瀬駅前	大阪府三島郡島本町江川二丁目13番	清掃員詰所
25	千里	オークトウン東茨木	大阪府茨木市橋の内二丁目7番	管理サービス事務所
26	千里	シェリール千里五月ヶ丘	大阪府吹田市五月が丘北13番33	管理サービス事務所
27	千里	若山台第四	大阪府三島郡本町若山台二丁目1番	清掃員詰所
28	千里	高槻・阿武山	大阪府高槻市奈佐原二丁目6番	管理サービス事務所
29	千里	ルミナス箕面の森	大阪府箕面市如意谷四丁目6番	管理サービス事務所
30	千里	アルビス池田	大阪府池田市八王寺一丁目8番	管理サービス事務所
31	千里	シティコート下新庄	大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目5番	管理サービス事務所
32	千里	アーベイン東三国	大阪府大阪市淀川区東三国二丁目9番	管理サービス事務所
33	千里	高槻赤大路	大阪府高槻市赤大路町44番	清掃員詰所
34	千里	アルビス旭ヶ丘	大阪府豊中市旭丘1番	管理サービス事務所
35	千里	茨木三島丘	大阪府茨木市三島丘二丁目30番	管理サービス事務所
36	千里	アルビス五月ヶ丘	大阪府池田市五月丘二丁目4番	管理サービス事務所
37	千里	茨木学園町	大阪府茨木市学園町3番	管理サービス事務所
38	千里	シティコート曾根東町第2	大阪府豊中市曾根東町六丁目5番	管理サービス事務所
39	千里	シティコート服部	大阪府豊中市服部寿町一丁目10番	管理サービス事務所
40	千里	シャレール東豊中	大阪府豊中市東豊中町六丁目12番	管理サービス事務所
41	千里	アルビス緑丘	大阪府池田市緑丘2丁目1番	管理サービス事務所
42	千里	シティコート千里園	大阪府豊中市刀根山4丁目4番	清掃員詰所
43	千里	千里山	大阪府吹田市千里山霧が丘	管理サービス事務所
44	千里	千里グリーンヒルズ竹見台	大阪府吹田市竹見台二丁目1番	管理サービス事務所
45	千里	千里グリーンヒルズ東町	大阪府豊中市新千里東町二丁目7番	管理サービス事務所
46	千里	千里グリーンヒルズ高野台	大阪府吹田市高野台一丁目1番	管理サービス事務所
47	大阪	大阪住まいセンター	大阪府大阪市城東区森之宮 2-9-204	お客様相談【発注者】
48	大阪	梅田	大阪府大阪市北区万歳橋3番8	清掃員詰所
49	大阪	中宮町	大阪府大阪市旭区高殿五丁目12番6	清掃員詰所
50	大阪	天満橋北	大阪府大阪市北区天満一丁目20番9	清掃員詰所
51	大阪	大宮町	大阪府大阪市旭区高殿四丁目22番5	清掃員詰所
52	大阪	リバーサイドながら	大阪府大阪市北区長柄東三丁目2番	清掃員詰所

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納入場所
53	大阪	リバーサイドしろきた	大阪府大阪市都島区毛馬町二丁目1番	清掃員詰所
54	大阪	リバーサイドほんじょう	大阪府大阪市北区本庄東三丁目8番	清掃員詰所
55	大阪	さざなみプラザ	大阪府大阪市北区長柄東二丁目1番	清掃員詰所
56	大阪	さざなみプラザ第2	大阪府大阪市北区長柄東一丁目4番	清掃員詰所
57	大阪	リバーサイドともぶち第二	大阪府大阪市都島区友綱町一丁目3番	清掃員詰所
58	大阪	さざなみプラザ第3	大阪府大阪市北区長柄東一丁目5番	清掃員詰所
59	大阪	さざなみプラザ第5	大阪府大阪市北区国分寺一丁目2番	清掃員詰所
60	大阪	さざなみプラザ第4	大阪府大阪市北区長柄東一丁目4番	清掃員詰所
61	大阪	さざなみプラザ第7	大阪府大阪市北区長柄東二丁目3番	清掃員詰所
62	大阪	さざなみプラザ第6	大阪府大阪市北区国分寺一丁目2番	清掃員詰所
63	大阪	桜宮リバーシティ中央	大阪府大阪市都島区中野町五丁目14番	清掃員詰所
64	大阪	さざなみプラザ第8	大阪府大阪市北区長柄東二丁目8番	清掃員詰所
65	大阪	都島リバーシティ	大阪府大阪市都島区大東町三丁目3番	清掃員詰所
66	大阪	アーベイン桜ノ宮駅前	大阪府大阪市都島区中野町四丁目20番	清掃員詰所
67	大阪	守口駅前	大阪府守口市本町一丁目5番8	清掃員詰所
68	大阪	東門真	大阪府門真市脇田町2番	清掃員詰所
69	大阪	寝屋川	大阪府寝屋川市明徳二丁目5番	清掃員詰所
70	大阪	リバーサイドもりぐち	大阪府守口市外島町2番	清掃員詰所
71	大阪	シティコート寝屋川	大阪府寝屋川市東大和町18番2	清掃員詰所
72	大阪	上六	大阪府大阪市中央区上本町西五丁目3番19	清掃員詰所
73	大阪	西上汐	大阪府大阪市中央区上汐二丁目4番3	清掃員詰所
74	大阪	西谷町	大阪府大阪市中央区谷町九丁目4番7	清掃員詰所
75	大阪	森之宮	大阪府大阪市城東区森之宮一丁目	清掃員詰所
76	大阪	桃谷	大阪府大阪市生野区桃谷一丁目10番22	清掃員詰所
77	大阪	桜川	大阪府大阪市浪速区桜川三丁目1番5	清掃員詰所
78	大阪	森之宮第二	大阪府大阪市城東区森之宮二丁目	清掃員詰所
79	大阪	夕陽丘	大阪府大阪市天王寺区生玉寺町7番54	清掃員詰所
80	大阪	谷町四丁目シティハイツ	大阪府大阪市中央区谷町四丁目8番30	清掃員詰所
81	大阪	アーベイン天王寺	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目18番	清掃員詰所
82	大阪	アーベイン緑橋	大阪府大阪市東成区東今里一丁目5番	清掃員詰所
83	大阪	南船場	大阪府大阪市中央区南船場二丁目6番12	清掃員詰所
84	大阪	アーベインなんば	大阪府大阪市浪速区湊町二丁目1番34	清掃員詰所
85	大阪	アーベインなんばウエスト	大阪府大阪市浪速区湊町二丁目2番22	清掃員詰所
86	大阪	船場淡路町	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目4番7	清掃員詰所
87	大阪	船場瓦町	大阪府大阪市中央区瓦町一丁目5番10	清掃員詰所
88	大阪	西長堀	大阪府大阪市西区北堀江四丁目2番40	清掃員詰所
89	大阪	リビエール関目	大阪府大阪市城東区古市二丁目1番	清掃員詰所
90	大阪	プロムナード関目	大阪府大阪市城東区古市三丁目9番	清掃員詰所
91	大阪	関目中すみれハイツ	大阪府大阪市城東区関目二丁目18番	清掃員詰所
92	大阪	ポートサイド築港	大阪府大阪市港区築港一丁目9番	清掃員詰所
93	大阪	サンラフレ朝潮橋	大阪府大阪市港区港晴二丁目7番	清掃員詰所
94	大阪	千島	大阪府大阪市大正区千島二丁目4番	清掃員詰所
95	大阪	磯路公園	大阪府大阪市港区磯路二丁目12番	清掃員詰所
96	大阪	南港前	大阪府大阪市住之江区南港東一丁目6番	清掃員詰所
97	大阪	南港ひかりの	大阪府大阪市住之江区南港中四丁目2番	清掃員詰所
98	大阪	南港わかぎの	大阪府大阪市住之江区南港中二丁目2番	清掃員詰所
99	大阪	南港しらなみ	大阪府大阪市住之江区南港中三丁目3番	清掃員詰所
100	大阪	山本	大阪府八尾市山本町南三丁目1番	清掃員詰所
101	大阪	八尾若草	大阪府八尾市若草町1番	清掃員詰所
102	大阪	長居南ハイツ	大阪府大阪市住吉区菊田二丁目13番25	清掃員詰所
103	大阪	エステート喜連東	大阪府大阪市平野区喜連東三丁目11番41	清掃員詰所
104	大阪	パークアベニュー長居	大阪府大阪市住吉区長居四丁目1番20	清掃員詰所
105	大阪	サンヴァリエ菊田	大阪府大阪市住吉区菊田九丁目13番	清掃員詰所

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納入場所
106	大阪	サンヴァリエ東長居	大阪府大阪市住吉区長居東二丁目15番	清掃員詰所
107	大阪	サンヴァリエ針中野	大阪府大阪市東住吉区湯里三丁目2番	清掃員詰所
108	大阪	住吉	大阪府大阪市住之江区粉浜西三丁目1番	清掃員詰所
109	大阪	サンヴァリエ西田辺	大阪府大阪市阿倍野区播磨町三丁目1番	清掃員詰所
110	大阪	ふれあいプラザ長居公園南	大阪府大阪市住吉区長居東一丁目27番	清掃員詰所
111	大阪	サンヴァリエあべの阪南	大阪府大阪市阿倍野区王子町四丁目1番	清掃員詰所
112	大阪	八戸の里	大阪府東大阪市小阪三丁目5番25	清掃員詰所
113	大阪	玉串元町	大阪府東大阪市玉串元町二丁目11番53	清掃員詰所
114	大阪	玉串西	大阪府東大阪市玉串西町三丁目4番	清掃員詰所
115	大阪	南新田	大阪府大東市南新田一丁目	清掃員詰所
116	大阪	ヌーヴェル鶴池	大阪府東大阪市中鴻池町二丁目3番13	清掃員詰所
117	大阪	香里	大阪府枚方市香里ヶ丘九丁目5番地の1	清掃員詰所
118	大阪	中宮第三	大阪府枚方市中宮北町1番	清掃員詰所
119	大阪	桜丘	大阪府枚方市桜丘町5番	清掃員詰所
120	大阪	釈尊寺第二	大阪府枚方市釈尊寺町25番	清掃員詰所
121	大阪	香里ヶ丘みずき街	大阪府枚方市香里ヶ丘二丁目4番1	清掃員詰所
122	大阪	アミティ中宮北町	大阪府枚方市中宮北町2番	清掃員詰所
123	大阪	香里ヶ丘けやき東街	大阪府枚方市香里ヶ丘三丁目1番	清掃員詰所
124	大阪	香里ヶ丘さくらぎ街	大阪府枚方市香里ヶ丘五丁目7番	清掃員詰所
125	大阪	アミティひらかた宮之阪	大阪府枚方市宮之阪二丁目5番60	清掃員詰所
126	泉北	泉北住まいセンター	大阪府堺市中区深井沢町3267番地	お客様相談課【発注者】
127	泉北	助松	大阪府泉大津市助松団地1番	清掃員詰所
128	泉北	白鷺	大阪府堺市東区白鷺町二丁目3番	清掃員詰所
129	泉北	津久野	大阪府堺市西区津久野町一丁目1番	清掃員詰所
130	泉北	向ヶ丘第二	大阪府堺市西区堀上緑町一丁目7番	清掃員詰所
131	泉北	新金岡第一	大阪府堺市北区新金岡町一丁目2番	清掃員詰所
132	泉北	金剛	大阪府富田林市寺池台1丁目9番	清掃員詰所
133	泉北	中安井町	大阪府堺市堺区中安井町一丁目4番1	清掃員詰所
134	泉北	大浜北町	大阪府堺市堺区大浜北町三丁目4番7	清掃員詰所
135	泉北	甲斐町	大阪府堺市堺区甲斐町東三丁目1番13	清掃員詰所
136	泉北	春木	大阪府岸和田市春木泉町1番	清掃員詰所
137	泉北	下野池	大阪府堺市北区長曾根町545番地	清掃員詰所
138	泉北	泉北竹城台一丁	大阪府堺市南区竹城台一丁目2番	清掃員詰所
139	泉北	鶴山台	大阪府和泉市鶴山台二丁目1番	清掃員詰所
140	泉北	泉北茶山台二丁	大阪府堺市南区茶山台二丁目3番	清掃員詰所
141	泉北	泉北茶山台三丁	大阪府堺市南区茶山台三丁目2番	清掃員詰所
142	泉北	大浜南町	大阪府堺市堺区大浜南町三丁目1番13	清掃員詰所
143	泉北	泉北竹城台二丁	大阪府堺市南区竹城台二丁目1番	清掃員詰所
144	泉北	高石駅前	大阪府高石市綾園1丁目10番1	清掃員詰所
145	泉北	泉北桃山台一丁	大阪府堺市南区桃山台一丁目3番	清掃員詰所
146	泉北	泉南一丘	大阪府泉南市信達大苗代62番地	清掃員詰所
147	泉北	中百舌島公園	大阪府堺市北区中百舌島町6丁目998番地の3	清掃員詰所
148	泉北	大浜南町第二	大阪府堺市堺区大浜南町三丁目1番11	清掃員詰所
149	泉北	泉北原山台一丁	大阪府堺市南区原山台一丁目5番	清掃員詰所
150	泉北	泉北庭代台二丁	大阪府堺市南区庭代台二丁目10番	清掃員詰所
151	泉北	くすの木	大阪府泉大津市虫取町1丁目5番	清掃員詰所
152	泉北	光明台	大阪府和泉市光明台三丁目1番	清掃員詰所
153	泉北	泉北城山台三丁	大阪府堺市南区城山台三丁目1番	清掃員詰所
154	泉北	泉北鴨谷台三丁	大阪府堺市南区鴨谷台三丁目3番	清掃員詰所
155	泉北	泉南尾崎	大阪府阪南市尾崎町7丁目1番	清掃員詰所
156	泉北	津久野南	大阪府堺市西区草部1800番地	清掃員詰所
157	泉北	南花台	大阪府河内長野市南花台三丁目1番	清掃員詰所
158	泉北	湊駅前	大阪府堺市堺区出島町二丁目7番	清掃員詰所

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納入場所
159	泉北	光明池駅前	大阪府堺市南区新樟尾台二丁目2番	清掃員詰所
160	泉北	藤沢台第三	大阪府富田林市藤沢台一丁目1番	清掃員詰所
161	泉北	鈴の宮	大阪府堺市中区八田北町10番地の31	清掃員詰所
162	泉北	藤沢台第五	大阪府富田林市藤沢台二丁目2番	清掃員詰所
163	泉北	泉北城山台二丁目	大阪府堺市南区城山台二丁目3番	清掃員詰所
164	泉北	シティハイツ堺七道	大阪府堺市堺区七道東町162番1	清掃員詰所
165	泉北	藤沢台中央	大阪府富田林市藤沢台一丁目4番11	清掃員詰所
166	泉北	いぶき野三丁目	大阪府和泉市いぶき野三丁目1番	清掃員詰所
167	泉北	アーベイン松原	大阪府松原市上田3丁目6番20号	清掃員詰所
168	泉北	アーベイン堺市駅前	大阪府堺市堺区田出井町1番	清掃員詰所
169	泉北	サンヴァリエ金岡	大阪府堺市北区東三国ヶ丘町2丁目1番	清掃員詰所
170	泉北	小金台	大阪府富田林市小金台四丁目2番	清掃員詰所
171	泉北	ベルマージュ堺武番館	大阪府堺市堺区田出井町1番2	清掃員詰所
172	泉北	津田北町	大阪府貝塚市津田北町17番	清掃員詰所
173	泉北	サンヴァリエ中百舌鳥	大阪府堺市北区金岡町1415番地の2	清掃員詰所
174	泉北	サンヴァリエ藤井寺	大阪府藤井寺市さくら町2番	清掃員詰所
175	泉北	サンヴァリエ津久野	大阪府堺市西区津久野町一丁目15番	清掃員詰所
176	泉北	サンヴァリエ春日丘	大阪府藤井寺市春日丘新町2番	清掃員詰所
177	泉北	泉北パークヒルズ竹城台	大阪府堺市南区竹城台1丁目2番	清掃員詰所
178	兵庫	兵庫住まいセンター	兵庫県神戸市中央区御幸通 7-1-15 三宮ビル南館4階	お客様相談課【発注者】
179	兵庫	キャナルタウンウェスト	兵庫県神戸市兵庫区駅南通5丁目2番	清掃員詰所
180	兵庫	切戸町	兵庫県神戸市兵庫区切戸町6番28	清掃員詰所
181	兵庫	兵庫駅前	兵庫県神戸市兵庫区羽坂通4丁目1番1	清掃員詰所
182	兵庫	フレール浜山	兵庫県神戸市兵庫区浜中町1丁目16番18号	清掃員詰所
183	兵庫	ポートアイランド	兵庫県神戸市中央区港島中町3丁目1番	清掃員詰所
184	兵庫	ハーバーランド神戸駅前	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番6	清掃員詰所
185	兵庫	HAT神戸・脇の浜	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通3丁目1番	清掃員詰所
186	兵庫	ルネシティ脇浜町	兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目3番	清掃員詰所
187	兵庫	ルネシティ脇浜町第2	兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目3番	清掃員詰所
188	兵庫	フレール神戸相生町	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目10番21	清掃員詰所
189	兵庫	フレール神戸東川崎	兵庫県神戸市中央区東川崎町6丁目1番11	清掃員詰所
190	兵庫	フレール兵庫浜崎通	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通1番	清掃員詰所
191	兵庫	フレール新開地3丁目	兵庫県神戸市兵庫区新開地3丁目3番11	清掃員詰所
192	兵庫	フレール三宮東	兵庫県神戸市中央区旭通2丁目10番20	清掃員詰所
193	兵庫	HAT神戸・灘の浜	兵庫県神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番	清掃員詰所
194	兵庫	新長田駅前	兵庫県神戸市長田区若松町5丁目5番1号	清掃員詰所
195	兵庫	グリーンヒルズ鷹取	兵庫県神戸市長田区長尾町1丁目8番	清掃員詰所
196	兵庫	グリーンヒルズ六甲	兵庫県神戸市灘区六甲台町9番	清掃員詰所
197	兵庫	シティコート住吉本町	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目13番	清掃員詰所
198	兵庫	ルネシティ新在家南町	兵庫県神戸市灘区新在家南町1丁目1番	清掃員詰所
199	兵庫	ルネタウン御船	兵庫県神戸市長田区御船通4丁目8番地の1	清掃員詰所
200	兵庫	ルゼフィール岩屋中町	兵庫県神戸市灘区岩屋中町5丁目2番21	清掃員詰所
201	兵庫	KOBE・岡本	兵庫県神戸市東灘区西岡本2丁目25番	清掃員詰所
202	兵庫	グリーンヒルズ御影	兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目14番	清掃員詰所
203	兵庫	フレール六甲桜ヶ丘	兵庫県神戸市灘区桜ヶ丘町11番1	清掃員詰所
204	兵庫	ルネシティ深江本町	兵庫県神戸市東灘区深江本町4丁目2番16	清掃員詰所
205	兵庫	ルネシティ魚崎中町	兵庫県神戸市東灘区魚崎中町4丁目3番9	清掃員詰所
206	兵庫	フレール長田大道	兵庫県神戸市長田区大道通3丁目1番	清掃員詰所
207	兵庫	フレール長田	兵庫県神戸市長田区大道通1丁目14番	清掃員詰所
208	兵庫	鈴蘭台第1	兵庫県神戸市北区北五葉7丁目1番	清掃員詰所
209	兵庫	鈴蘭台第2	兵庫県神戸市北区南五葉2丁目4番	清掃員詰所
210	兵庫	鈴蘭台第4	兵庫県神戸市北区南五葉1丁目1番	清掃員詰所
211	兵庫	鈴蘭台第5	兵庫県神戸市北区君影町1丁目1番	清掃員詰所

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納入場所
212	兵庫	花山東	兵庫県神戸市北区花山東町1番	清掃員詰所
213	兵庫	ひよどり台中央	兵庫県神戸市北区ひよどり台2丁目1番1	清掃員詰所
214	兵庫	タウンハウス岩岡	兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡653番地38	清掃員詰所
215	兵庫	アミティ学園西町	兵庫県神戸市西区学園西町7丁目3番	清掃員詰所
216	兵庫	アクティ学園西町	兵庫県神戸市西区学園西町7丁目1番	清掃員詰所
217	兵庫	鹿の子台北ハイツ	兵庫県神戸市北区鹿の子台北町2丁目7番	清掃員詰所
218	兵庫	ルゼフィール井吹台	兵庫県神戸市西区井吹台西町2丁目2番	清掃員詰所
219	兵庫	ひよどり台	兵庫県神戸市北区ひよどり台3丁目1番	清掃員詰所
220	兵庫	有野	兵庫県神戸市北区有野台1丁目6番	清掃員詰所
221	兵庫	上高丸	兵庫県神戸市垂水区上高丸2丁目1番	清掃員詰所
222	兵庫	明石舞子A, B	兵庫県明石市松が丘4丁目3番	清掃員詰所
223	兵庫	明石舞子C	兵庫県神戸市垂水区狩口台1丁目	清掃員詰所
224	兵庫	新多聞	兵庫県神戸市垂水区本多聞5丁目1番	清掃員詰所
225	兵庫	大久保東第二	兵庫県明石市大久保町高丘3丁目1番地2	清掃員詰所
226	兵庫	大久保東第三	兵庫県明石市大久保町高丘5丁目3番1	清掃員詰所
227	兵庫	グリーンヒルズ東舞子	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目1番	清掃員詰所
228	兵庫	サンラフレ明石	兵庫県明石市宮の上2番	清掃員詰所
229	兵庫	多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台2丁目11番	清掃員詰所
230	兵庫	高倉台	兵庫県神戸市須磨区高倉台4丁目2番	清掃員詰所
231	兵庫	名谷	兵庫県神戸市須磨区菅の台3丁目15番	清掃員詰所
232	兵庫	落合	兵庫県神戸市須磨区東落合2丁目19番	清掃員詰所
233	兵庫	名谷駅前	兵庫県神戸市須磨区中落合3丁目1番	清掃員詰所
234	兵庫	落合第2	兵庫県神戸市須磨区南落合2丁目2番	清掃員詰所
235	兵庫	名谷公園前	兵庫県神戸市須磨区北落合3丁目1番	清掃員詰所
236	兵庫	落合第3	兵庫県神戸市須磨区中落合1丁目1番	清掃員詰所
237	兵庫	横尾	兵庫県神戸市須磨区横尾9丁目2番	清掃員詰所
238	兵庫	ルゼフィール名谷東	兵庫県神戸市須磨区中落合1丁目2番	清掃員詰所
239	兵庫	ブレール須磨たかとり	兵庫県神戸市須磨区大池町5丁目5番	清掃員詰所
240	京都	京都住まいセンター	京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル4階	お客様相談課【発注者】
241	京都	九条	京都府京都市南区西九条南田町1番地の3	清掃員詰所
242	京都	九条大宮	京都府京都市南区西九条南田町9番地	清掃員詰所
243	京都	男山(中層・高層)	京都府八幡市男山竹園3番地	清掃員詰所
244	京都	菅田町	京都府京都市南区西九条菅田町27番地の2	清掃員詰所
245	京都	西京極駅前	京都府京都市右京区西京極西池田町13番地の5	清掃員詰所
246	京都	久御山	京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地	清掃員詰所
247	京都	壬生坊城第二	京都府京都市中京区壬生坊城48番地の3	清掃員詰所
248	京都	桃山南	京都府京都市伏見区桃山町大島38番地の2	清掃員詰所
249	京都	向島	京都府京都市伏見区向島四ツ谷池14番地8号	清掃員詰所
250	京都	洛西境谷東	京都府京都市西京区大原野東境谷町1丁目1番地	清掃員詰所
251	京都	洛西竹の里	京都府京都市西京区大原野東竹の里町2丁目1番地	清掃員詰所
252	京都	グリーンタウン横島	京都府宇治市横島町本屋敷40番地の1	清掃員詰所
253	奈良	奈良住まいセンター	奈良県奈良市右京1-4 サンタウンひまわり館2階	お客様相談課【発注者】
254	奈良	中登美第三	奈良県奈良市中登美ヶ丘1丁目4162番地の1	清掃員詰所または管理サービス事務所
255	奈良	平城右京	奈良県奈良市右京5丁目9番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
256	奈良	高の原駅西	京都府木津川市兜台1丁目2番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
257	奈良	高の原駅西第二	京都府木津川市兜台1丁目1番地1	清掃員詰所または管理サービス事務所
258	奈良	高の原駅前	奈良県奈良市朱雀3丁目15番地の1	清掃員詰所または管理サービス事務所
259	奈良	平城左京	奈良県奈良市左京2丁目2番地の2	清掃員詰所または管理サービス事務所
260	奈良	アミティ光台	京都府相楽郡精華町光台7丁目1番地	奈良住まいセンター
261	奈良	富雄	奈良県奈良市鳥見町4丁目1番地の2	清掃員詰所または管理サービス事務所
262	奈良	西大寺駅前	奈良県奈良市西大寺国見町1丁目1番	清掃員詰所または管理サービス事務所
263	奈良	西大寺駅前第二	奈良県奈良市西大寺国見町1丁目2番	清掃員詰所または管理サービス事務所
264	奈良	平城第1	奈良県奈良市神功1丁目6番地	清掃員詰所または管理サービス事務所

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納入場所
265	奈良	平城第2	奈良県奈良市右京2丁目3番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
266	奈良	高の原駅東	京都府木津川市相楽台7丁目1番地1	清掃員詰所または管理サービス事務所
267	奈良	高の原駅東第二	京都府木津川市相楽台8丁目1番地1	清掃員詰所または管理サービス事務所
268	奈良	コンフォールかぶと台	京都府木津川市兜台5丁目1番地3	清掃員詰所または管理サービス事務所
269	奈良	梅美台	京都府木津川市梅美台1丁目2番地1	奈良住まいセンター
270	奈良	奈良学園前・鶴舞	奈良県奈良市鶴舞東町1番	清掃員詰所または管理サービス事務所
271	奈良	桂木	奈良県奈良市桂木町	清掃員詰所または管理サービス事務所
272	奈良	郡山駅前	奈良県大和郡山市西野垣内町2番地の1	清掃員詰所または管理サービス事務所
273	奈良	奈良青山	奈良県奈良市青山3丁目1番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
274	奈良	奈良青山一丁目	奈良県奈良市青山1丁目1番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
275	奈良	奈良・学園前	奈良県奈良市学園朝日町1番	清掃員詰所または管理サービス事務所
276	奈良	奈良・紀寺	奈良県奈良市東紀寺町1丁目	清掃員詰所または管理サービス事務所
277	奈良	樺原	奈良県橿原市白樺町5丁目1番	清掃員詰所または管理サービス事務所
278	奈良	西大和星和台	奈良県北葛城郡河合町星和台1丁目1番地3	清掃員詰所または管理サービス事務所
279	奈良	西大和片岡台	奈良県北葛城郡上牧町片岡台3丁目1番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
280	奈良	真美ヶ丘6丁目	奈良県香芝市真美ヶ丘6丁目9番	清掃員詰所または管理サービス事務所
281	奈良	真美ヶ丘7丁目	奈良県香芝市真美ヶ丘7丁目12番	清掃員詰所または管理サービス事務所
282	奈良	馬見南6丁目	奈良県北葛城郡広陵町馬見南6丁目1番	清掃員詰所または管理サービス事務所
283	奈良	エルト桜井	奈良県桜井市桜井1259番	奈良住まいセンター
284	阪神	阪神住まいセンター	兵庫県尼崎市昭和通3-95 アマックスビル8階	お客様相談【発注者】
286	阪神	逆瀬川	兵庫県宝塚市野上六丁目5番	管理サービス事務所
287	阪神	里中	兵庫県西宮市里中町三丁目2番17	清掃員詰所
288	阪神	伝法	大阪府大阪市此花区伝法六丁目3番	管理サービス事務所
289	阪神	千鳥橋	大阪府大阪市此花区伝法一丁目1番	管理サービス事務所
290	阪神	鷺洲	大阪府大阪市福島区鷺洲三丁目7番25	《鷺洲第2》管理サービス事務所
291	阪神	大開	大阪府大阪市福島区大開四丁目1番	管理サービス事務所
292	阪神	鷺洲第2	大阪府大阪市福島区鷺洲三丁目1番	管理サービス事務所
293	阪神	武庫川	兵庫県西宮市高須町二丁目1番	管理サービス事務所
294	阪神	中山五月台	兵庫県宝塚市中山五月台五丁目2番	管理サービス事務所
295	阪神	芦屋浜	兵庫県芦屋市高浜町2番	管理サービス事務所
296	阪神	歌島橋	大阪府大阪市西淀川区御幣島二丁目4番20	清掃員詰所
297	阪神	今津浜パークタウン	兵庫県西宮市今津真砂町1番	管理サービス事務所
298	阪神	リバーサイドさぎす	大阪府大阪市福島区鷺洲六丁目1番	管理サービス事務所
299	阪神	高見フローラルタウン六番街	大阪府大阪市此花区高見一丁目6番	UR高見サービスセンター（※） 大阪府大阪市此花区高見1-6 高見フローラルタウン六番街23号棟1F
300	阪神	すずかけ台ハイツ	兵庫県三田市すずかけ台二丁目1番	清掃員詰所
301	阪神	高見フローラルタウン七番街	大阪府大阪市此花区高見一丁目7番	UR高見サービスセンター（※）
302	阪神	高見フローラルタウン五番街	大阪府大阪市此花区高見一丁目5番	UR高見サービスセンター（※）
303	阪神	あかしあ台ハイツ	兵庫県三田市あかしあ台三丁目28番地	管理サービス事務所
304	阪神	ルミエール千鳥	兵庫県尼崎市大庄西町四丁目3番	管理サービス事務所
305	阪神	あかしあ台ハイツ第2	兵庫県三田市あかしあ台五丁目30番2	清掃員詰所
306	阪神	シティハイツ尼崎駅前	兵庫県尼崎市潮江一丁目4番3	清掃員詰所
307	阪神	高見フローラルタウン四番街	大阪府大阪市此花区高見一丁目4番	UR高見サービスセンター（※）
308	阪神	東山台ハイツ	兵庫県西宮市東山台二丁目10番2	清掃員詰所
309	阪神	リバーサイド出来島	大阪府大阪市西淀川区出来島二丁目9番22	清掃員詰所
310	阪神	アルビス伊丹千僧	兵庫県伊丹市千僧五丁目91番地	管理サービス事務所
311	阪神	サンラフレ出来島	大阪府大阪市西淀川区出来島三丁目2番	管理サービス事務所
312	阪神	芦屋朝日ヶ丘	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町6番23号	清掃員詰所
313	阪神	すずかけ台ハイツ第2	兵庫県三田市すずかけ台三丁目5番地1	管理サービス事務所
314	阪神	シティハイツ西宮北口	兵庫県西宮市青木町4番25	清掃員詰所
315	阪神	アルビス寺本	兵庫県伊丹市寺本四丁目71番地	管理サービス事務所
316	阪神	ルネシティ西宮津門	兵庫県西宮市津門大筒町5番17	管理サービス事務所
317	阪神	西宮マリナパーク丘のある街	兵庫県西宮市西宮浜四丁目8番	管理サービス事務所

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納入場所
318	阪神	ルネシティ西宮高畑町	兵庫県西宮市高畑町2番82	清掃員詰所
319	阪神	ルゼフィール南甲子園	兵庫県西宮市浜甲子園一丁目4番5	清掃員詰所
320	阪神	ルゼフィール武庫川第2五番街	兵庫県西宮市高須町1丁目7番15号	清掃員詰所
321	阪神	ルゼフィール西宮丸橋町	兵庫県西宮市丸橋町4番12	清掃員詰所
322	阪神	西島リバーサイドヒルなぎさ街	大阪府大阪市此花区西島四丁目1番	管理サービス事務所
323	阪神	フレール東芦屋町	兵庫県芦屋市東芦屋町25番	清掃員詰所
324	阪神	フレール芦屋朝日ヶ丘	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町4番	清掃員詰所
325	阪神	フレール宝塚御殿山	兵庫県宝塚市御殿山三丁目6番	清掃員詰所
326	阪神	ルゼフィール金楽寺町	兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目4番20	清掃員詰所
327	阪神	ルゼフィール立花	兵庫県尼崎市西難波町一丁目1番	清掃員詰所
328	阪神	フローラルタウン千島橋	大阪府大阪市此花区伝法一丁目3番61	《千島橋》管理サービス事務所
329	阪神	すずかけ台ハイツ第3	兵庫県三田市すずかけ台四丁目4番地の1	清掃員詰所
330	阪神	ルゼフィール潮江	兵庫県尼崎市潮江一丁目6番	管理サービス事務所
331	阪神	サンラフレ鳴尾北	兵庫県西宮市小松南町三丁目4番	清掃員詰所
332	阪神	グリーンヒルズ東山台	兵庫県西宮市東山台一丁目6番	清掃員詰所
333	阪神	アーベイン中之島西	大阪府大阪市福島区玉川一丁目5番	管理サービス事務所
334	阪神	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町三丁目5番	管理サービス事務所
335	阪神	パークシティふれあいのまち	大阪府大阪市此花区高見一丁目8番	UR高見サービスセンター(※)
336	阪神	浜甲子園さくら街	兵庫県西宮市枝川町10番	管理サービス事務所
337	阪神	グリーンヒルズ仁川	兵庫県宝塚市仁川団地1番	管理サービス事務所
338	阪神	浜甲子園なぎさ街	兵庫県西宮市枝川町10番	管理サービス事務所

休業日

住まいセンター：日曜日、祝日及び年末年始

管理サービス事務所：水曜日、日曜日、祝日及び年末年始

清掃員詰所：日曜日、祝日及び年末年始

単価契約書

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 契約の名称 | 第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 |
| 2 仕様 | 仕様書のとおり。 |
| 3 契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 4 契約単価 | 別紙1単価表のとおり。 |

上記の物品について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品（以下「物品」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の別紙2注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 物品の納入に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(物価の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 物価に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて

受注者の負担とする。

4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入が完了したものと
し、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに代
品を納入して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しにつ
いては、前各項の規定を準用する。

(売買代金の支払い)

第9条 受注者は、前項の検査に合格したときは、別紙1単価表に基づき算定した売買
代金(以下「売買代金」という。)を発注者に請求することができる。

2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求
書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して3
0日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は同条第5項の検査を行
わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、
前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合
において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が
約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合
しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して物品の修
補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者
は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期
間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を
請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をする
ことなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行し
なければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追
完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追
完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、物品の全部が納入されるまでの間は、次条又は第13条の規定による
ほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。
- 二 納期内又は納期経過後相当の期間内に注文書に基づく物品の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 引き渡した物品に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与してい

る者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 納期までに物品の引渡しができないとき。

二 物品に契約不適合があるとき。

三 第12条又は第13条の規定により物品の全部の納入後にこの契約が解除されたとき。

- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。
- （談合等不正行為があった場合の違約金等）

第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが

確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第19条 発注者は、引き渡された物品に関し、第8条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお

不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以 上

別紙1

第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 単価表

No.	品目	規格	光色	単価 (税抜)
1	コンパクト型蛍光灯ランプ (4本柱形)	FDL13EX	・ N (昼白色)	円
2	コンパクト型蛍光灯ランプ (4本柱形)	FDL18EX	・ N (昼白色)	円
3	点灯管 10~30W E17 口金	FG1E		円
4	点灯管 40W P21 口金	FG4P		円
5	直管蛍光灯ランプ (高周波点灯型)	FHF16EX	・ N (昼白色)	円
6	直管蛍光灯ランプ (高周波点灯型)	FHF32EX	・ N (昼白色)	円
7	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL10E	・ N (昼白色)	円
8	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL15E	・ N (昼白色)	円
9	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL20SEX	・ N (昼白色)	円
10	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL20SSEX	・ N (昼白色)	円
11	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL40SEX	・ N (昼白色)	円
12	直管蛍光灯ランプ (ラピッド形)	FLR40SEX	・ N (昼白色)	円

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した「第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務」の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）
- 二 公表されていない情報であり、漏えい等することによって、発注者の権利利益を侵害するおそれがある情報
- 三 業務を行うために発注者から提供を受けた個人情報
- 四 受注者が業務に関して知り得た個人情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報等の持出し等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する(ただし、電磁的記録については、本特約条項の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が特約条項内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。)

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、

次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）等により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

令和 年 月 日

株式会社*****

代表取締役 ***** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取扱う範囲等
	役 職		
取扱責任者	〇〇部△△課 課長		
取 扱 者	〇〇部△△課 係長		***地区に係る～～～
	〇〇部△△課 主任		***地区に係る～～～
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

※2 連絡先（電話番号）1 : _____

連絡先（電話番号）2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社UR コミュニティ西日本業務センター
センター長 河邊 清和 殿

株式会社*****
代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：第6回西日本エリア蛍光灯等の購入業務

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 :
連絡先（電話番号）2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確認内容	確認結果	備考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
<p>FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。</p> <p>④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認</p>		
<p>⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。</p>		
<p>⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。</p>		
<p>⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。</p>		
<p>⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。</p>		
4 収集の制限		
<p>個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。</p>		
《個人情報等の取得等手順》		
<p>① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。</p>		
<p>② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。</p>		
5 利用及び提供の禁止		
<p>個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
6 複写又は複製の禁止		
<p>個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
7 再委託の制限等		
<p>個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。</p>		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
<p>再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。</p>		
8 返還等		
<p>① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。</p>		
<p>② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄してい</p>		

確認内容	確認結果	備考
る。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。